

指定介護保険サービス事業者の行政処分について

姫路市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の10及び第115条の45の9の規定に基づき、以下のとおり指定介護保険サービス事業者の指定の一部の効力の停止を行いました。

1 処分対象事業者

(1) 法人の概要

名 称	株式会社FLAP
所 在 地	姫路市香寺町田野1306番地3
代 表 者	代表取締役 高路 陽人

(2) 事業所の概要

名 称	デイサービスステップ
所 在 地	姫路市北平野一丁目3番33号
サービス種類	地域密着型通所介護、第一号通所事業
指 定 日	平成31年1月1日

2 処分の内容

処分年月日	令和8年4月21日
処分内容	指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止）
効力停止期間	令和8年5月1日から同年10月31日までの6か月間

3 処分理由

(1) 地域密着型通所介護

不正請求【法第78条の10第8号該当】

令和5年8月から令和7年7月までの間、個別機能訓練加算（I）イを算定していたが、対象事業所の機能訓練指導員等が当該加算の算定に必要な個別機能訓練計画の作成を行っていなかった。

本件に関し、当該事業者が運営する別事業所に対し、令和5年8月に実施した実地指導の結果通知にて、個別機能訓練計画作成の必要性を指導していた。これにより、法人として当該計画の必要性は認識していたものと認められる。

それにもかかわらず、指導を受け、個別機能訓練計画の必要性を認識した後も、個別機能訓練計画の作成を適切に行わず、計画期間を遡って個別機能訓練計画書を作成し、利用者に同意の署名をさせるといった不適切な行為を行い、介護給付費5,004件2,841,471円（姫路市被保険者分）を不正に請求した。

(2) 第一号通所事業

法令違反【法第115条の45の9第6号該当】

対象事業所は、地域密着型通所介護において、上記の違反行為が行われていた。

4 経済上の措置

上記3に記載の不正利得について、法第22条第3項に規定する40%の加算金を加えた額（2,662,682円）を徴収する

5 利用者の保護

指定の一部の効力の停止（新規利用者受入停止 6 か月間）であるため、既存の利用者については引き続き当該事業所を使用することができる。